

市・県民税の申告はお早めに！

平成28年度市・県民税の申告を

2月8日(月)から3月15日(火)まで

受け付けします

閩税務課市民税係 ☎ 6766

☎ 516767

申告書は前回の申告状況により、申告が必要と思われるかたに郵送しています。内容をご確認の上、期間内の申告をお願いします。

また、申告書が郵送されなにかたでも、申告が必要な場合があります。下記の図で確認し、必要な場合は期間内の申告をお願いします。

●申告・相談受付日時

2月8日(月)～3月15日(火)

▼午前8時40分～11時

▼午後1時～4時

※土・日曜日、祝日を除きます。

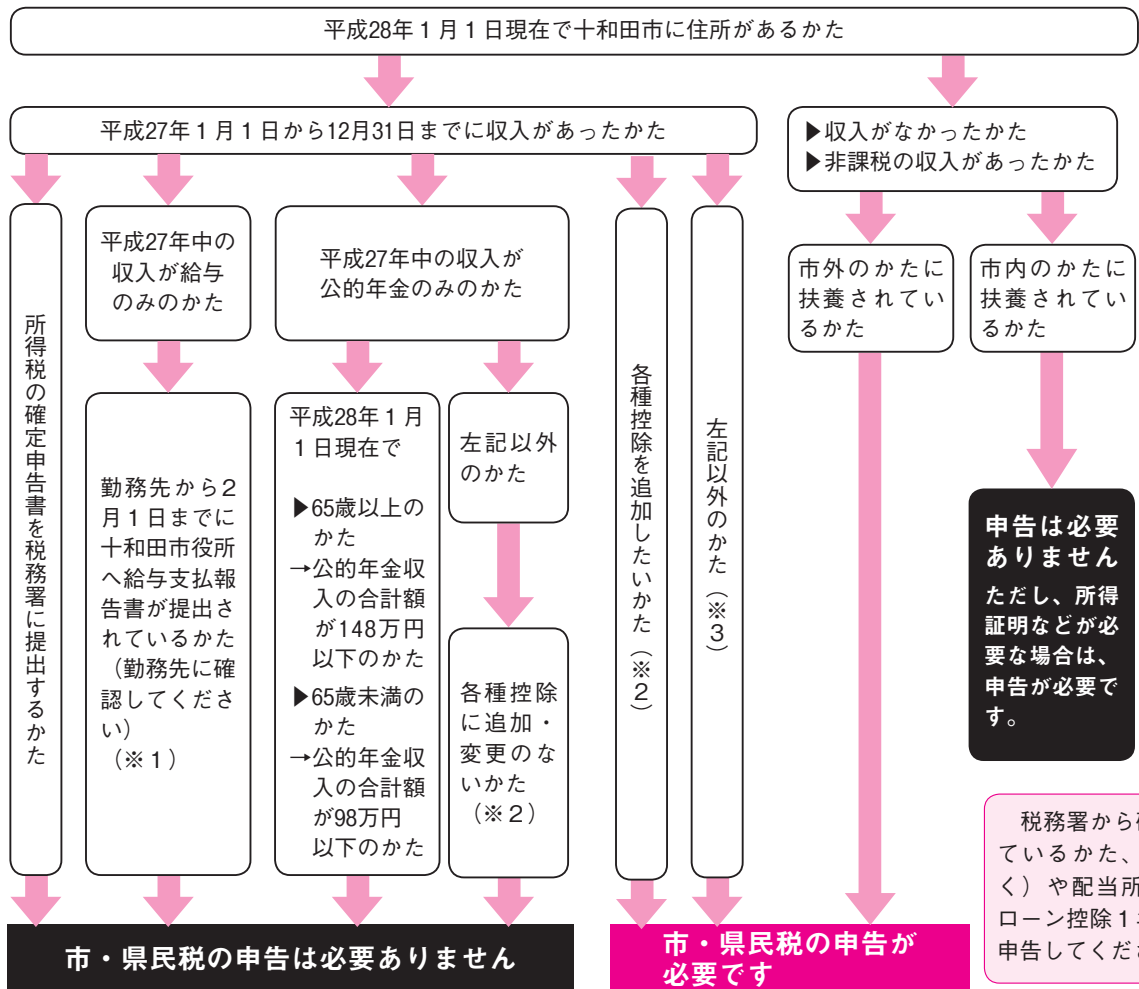
ただし、3月6日(日)は受け付けます。(開庁は午前8時からです)

●会場

市役所新館5階会議室



 申告が必要なのか確認しましょう



(※1) 給与支払報告書により課税されるかたで、各種控除(※2)の追加を受けようとするかたは、申告が必要です。
 (※2) 控除の主なものとして、障害者控除、寡婦控除、寡夫控除、扶養控除、医療費控除、社会保険料、生命保険料、地震保険料などがあります。
 (※3) 公的年金の収入が400万円以下で年金以外の所得が20万円以下のかた、年末調整済給与のほか20万円以下の所得があったかたは、所得税法の改正により確定申告は不要となりましたが、市県民税の申告は必要です。